平成３０年（フ）第１４０号
千葉県市川市鬼高３丁目６番17―117号（マイキャッスル市川）
債務者　田中香奈江
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１４５号
千葉県市川市東大和田１丁目20番15号　（すずらん荘201号）
債務者　宮澤　久子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１５９号
千葉県船橋市東船橋４丁目２番６号　第５いちやまハイツ101号
債務者　小綱　康郎
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１６７号
千葉県市川市中山３丁目１番18号　（コーポ中山102号）
債務者　有**原**　　舞
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１７１号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目７番７―401号
債務者　髙橋　誠司
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１７９号
千葉県船橋市芝山３丁目10番１棟715号
債務者　石原　剛史
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１８４号
千葉県市川市田尻２丁目11番22―403号　（レオパレススカイアーク）
債務者　齊藤　　豊
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１６号
千葉市美浜区磯辺２丁目21番２号　セイワ美浜
債務者　鈴木　富雄
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２４号
千葉市美浜区幸町２丁目14番11棟306号
債務者　藤川多映子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２３２号
千葉市中央区矢作町28番地２
債務者　藤巻　記子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６４号
愛知県岩倉市曽野町東野22番地
債務者　山口　新一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第４３１号
大阪府守口市橋波東之町１丁目４番25号　３号室
債務者　荒川　翔太
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２４号
大阪市住吉区清水丘２丁目14番26号
債務者　ちゃんやこと　堀　　尚也
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８９４号
大阪市生野区田島５丁目15番19号
債務者　海風こと　安田　忠司
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０３２号
大阪市港区磯路２丁目19番21号　メゾンＴ．Ｏ．Ａ　702号、前住所大阪市港区三先１丁目10番26―707号
債務者　山岸真愉美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４５号
大阪市中央区高津３丁目５番１―402号
債務者　ＭＯＯＮ　ＷＯＩＳＯＯＫ　文　　外淑
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４９号
大阪市東淀川区井高野３丁目７番３―201号
債務者　切石　鈴菜
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２１３号
大阪府守口市八雲西町２丁目５番５―302号
債務者　鴨井　利夫
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部